

# 第4部 モニタリングの進め方

## 第4部 モニタリングの進め方



## 第4部 モニタリングの進め方

### 1. モニタリングのポイント

モニタリングは、市町村がまちづくり交付金の交付期間中に、事業の進捗状況や成果の発現状況を把握して、その後の事業の進め方に資するために行う点検作業です。事業の円滑な執行管理とそれを踏まえた計画の修正等により、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効です。

特に交付期間が5か年の事業を実施する地区においては、期間中に想定していない諸状況の変化等により目標や事業の修正が必要となることが考えられることから、モニタリングの実施を推奨します。

モニタリングの実施方法は事後評価に準じることとしますが、当該地区の実情や事業特性に応じて実施内容を変更しても構いません。

本手引では、事後評価に準じたモニタリング方法を例示します。

#### (1) モニタリングの実施

モニタリングの実施は市町村の任意によることとします。

ただし、都市再生整備計画の変更、特に目標を定量化する指標の変更や数値目標の下方修正等を行う場合には、モニタリングを実施するとともに、住民への公表や有識者からの意見聴取などを自主的に行うことが望ましいものと考えられます。

#### (2) モニタリングの時期

モニタリングは、交付金の交付期間（概ね3～5年）の間に適宜行うもので、その頻度、時期については市町村の判断に委ねられます。

ただし、モニタリングは、計画全体の進捗管理や事業の進め方等の見直しのために行うものですから、事業着手直後や完了間際に行うことは効果的ではありません。

#### (2) モニタリングの手続き

ここでは、事後評価に準じたモニタリング方法を例示します。

モニタリングは事後評価の方法に準じ、事業の実施状況、数値目標の達成状況を確認し、効果発現の要因を分析した上で、必要な場合は事業の進め方を改善するものとします。

ただし、数値目標の達成状況の確認において、事後評価では、数値が未確定な指標について見込みの値を推計することが求められていますが、モニタリングでは、計測不能な指標は必ずしも計測する必要はありません。

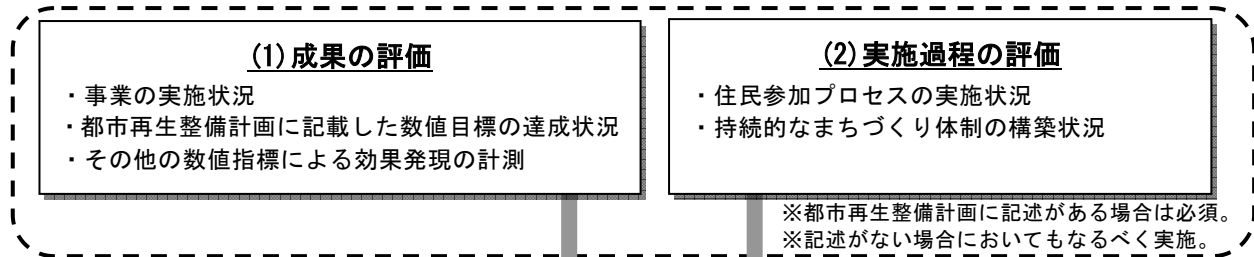
モニタリング結果は、「様式3 まちづくり交付金モニタリングシート」に取りまとめます。この様式は、まちづくり交付金の成果及び実施過程について、事業途中段階で評価するとともに、総合所見等を記入するものとなっています。

## 2. モニタリングの内容

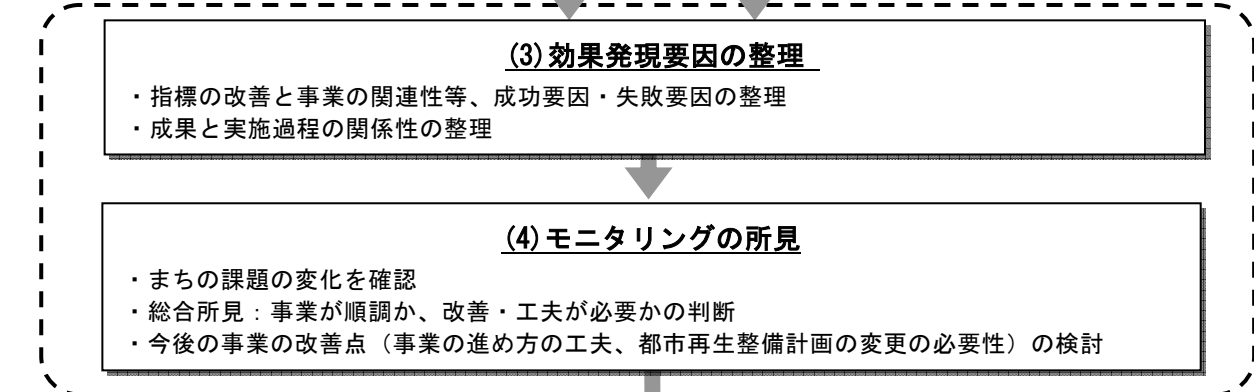
以下に従って評価及び検討を行い、その結果を「様式3 まちづくり交付金モニタリングシート」に記入して下さい。

なお、モニタリングの考え方については「第1部 事業評価の考え方」を、モニタリングシートの記載方法については、「モニタリングシート作成の手引き」を参照して下さい。

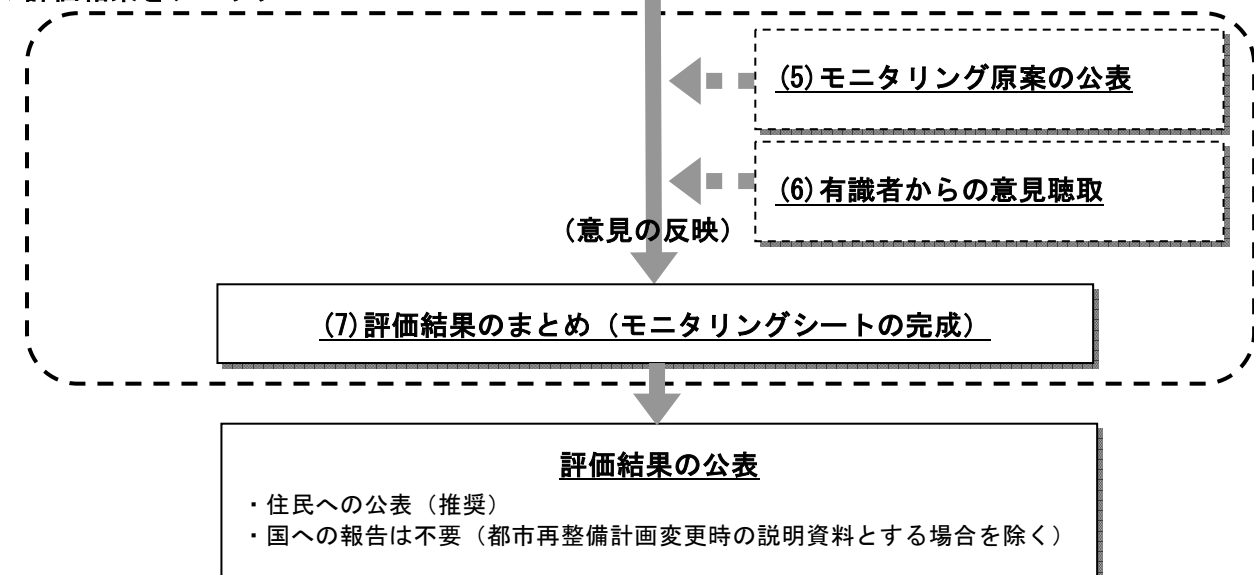
### ▼まちづくりの目標等の達成状況を確認



### ▼事業の進め方を点検



### ▼評価結果をチェック



■ 図 4-1 モニタリングの実施フロー

## (1) 成果の評価

モニタリングでは、中間時点での事業進捗状況や交付金の効果がどの程度表れているのかを把握して、交付終了時に市町村が都市再生整備計画において住民に公約したまちづくりの目標が達成できるかどうかをチェックします。

### ①都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無

都市再生整備計画に記載した目標（目標、目標を定量化する指標、目標値等）を当初計画から変更したかどうかを確認します。

### ②都市再生整備計画に記載した事業の実施状況（進捗状況）

都市再生整備計画に記載した事業（交付対象事業・関連事業）の実施状況を確認します（予算の執行状況や変更状況、施設の進捗状況等）。

#### ア) 交付対象事業の実施状況

交付対象事業が、モニタリングの時点で都市再生整備計画（直近の変更計画）どおりに実施されているか（あるいは、今後、交付終了年度末までに実施される見込みか）、また、事業費等が当初計画からどの程度変更されたかを確認します。

#### イ) 関連事業の実施状況

都市再生整備計画の目標の達成状況を確認する上では、関連事業の実施状況についても確認が必要です。関連事業がモニタリングの時点で都市再生整備計画（直近の変更計画）どおりに実施されている（または、実施される見込み）かどうかを確認します。

### ③都市再生整備計画変更の理由・指標への影響について

当初計画から変更のあった事業について、変更理由やその変更が計画の目標や指標にどのような影響を与えているのか（事業の変更に伴う数値目標変更の必要性等）を確認します。具体的には、当初計画の変更が行われた事業名と施設名、変更の概要、まちづくり目標、目標を定量化する指標、数値目標等への影響を検証します。

### ④都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

都市再生整備計画に記載した「目標を定量化する指標」について、モニタリングの時点で数値目標に対してどの程度まで改善しているかを確認します。具体的には、指標の数値を計測し、従前値及び数値目標と比較して達成見込みの有無を判断し、これらを踏まえて今後の方針を記入して下さい。

数値の計測は、原則として従前値と同一方法により計測することとしますが、やむを得ない理由がある場合には、別の手法で計測することができます。

なお、交付期間中にモニタリングを行うことになるので、指標に関係する事業が未着手であったり、事業中であるため、計測不能な指標は計測する必要はありません。

### ⑤その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）等による効果発現の状況

都市再生整備計画で当初設定した指標以外においても、まちづくり交付金の事業により、予期していなかった効果が出ている可能性があります。まちづくり交付金の効果をよりの確に把握するには、このような指標も収集しておくことが有益です。

数値により定量的に効果が確認される場合と、定量的には示せないものの定性的な評価ができる

場合の両方が考えられますので、定量的な効果を「その他の数値指標」として計測し、定性的な効果については参考記述として記載します。

これらの指標は、事後評価まで引き続き監視していくことが、事業の効果的な取り組みにつながるものと考えられます。

## (2) 実施過程の評価

都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況や計画に位置づけた事業が実施できたかどうか、という結果を評価するだけでなく、その結果に至るまでの実施過程を検証することも非常に重要です。

例えば、住民参加の実施やまちづくり体制を構築することは、その後の事業の円滑や進捗や事業完了後の継続的なまちづくりの土台となります。

そこで、都市再生整備計画に「モニタリングの実施」、「住民参加プロセスの実施」、「持続的なまちづくり体制の構築」に関して記述した場合は、これらの状況や結果についても評価します。都市再生整備計画にあらかじめ記述がない場合でも、実際に上記の事項を実施した場合には評価対象として記入できることとします。

これらの記入は、次の「効果発現要因の整理」や「モニタリングの所見」の検討にあたり重要な検討材料となります。

## (3) 効果発現要因の整理

モニタリングの時点で、事業が順調に進捗しているかどうかや、数値目標の達成に向けて改善が進んでいるのかどうかを確認するだけでなく、その成果に至るまでのプロセスや原因等を総合的に分析することによって、モニタリングの事業管理や改善策の実施に結び付けることが重要です。

このため、効果発現要因の整理の一環として、どの事業を実施したことが指標の改善に大きく貢献しているのか等、指標の改善と事業との関連性をチェックします。

### ①各指標の効果発現要因の整理

モニタリングの時点の成果に対して、どの事業を実施したことが指標の改善に大きく貢献したのか、指標の改善と事業との関連性を確認して下さい。特に、まちづくり交付金では、複数の事業の組み合わせによる相乗効果の発揮を狙いの一つとしていますので、指標の改善に貢献した事業の組み合わせやハード事業とソフト事業の連携などの視点で整理して下さい。

一方、結果が良くなかった指標については、その要因の分析や反省点など、今後の改善につながる検討を行って下さい。

なお、交付期間中にモニタリングを行うことになるので、指標に関係する事業が未着手であったり、事業中であるため、指標の改善と事業との関連性を確認することができないものについては行う必要はありません。

### ②成果と実施過程の関係性の整理

事業の組み合わせによる効果発現の分析と併せて、事業の実施過程も再確認し、モニタリングや住民参加の実施、持続的なまちづくり体制の構築が、成果にどのような影響を与えたのかについても整理して下さい。

### **③検討体制**

上記の効果発現要因の整理にあたっては、事業担当課のみでの検討ではなく、庁内関係各課の参画で検討することを推奨します。また、必要に応じて外部の有識者（学識経験者、まちづくり専門家等）の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることも考えられます。

望ましい検討体制や検討内容等については、「評価の手引き 第3部 事後評価の進め方」《事後：参考1》を参照して下さい

## **(4) モニタリングの所見**

前項までの成果と実施過程の評価結果をもとに総合的に評価し、必要があれば今後の事業の改善点について検討することとします。

### **①まちの課題の変化**

まちづくり交付金を活用するきっかけとなった当該地区のまちの課題について、事業を実施したことで解決できたのか、未解決の残された課題はないか、また、まちの変化に伴い発生した新たな課題はないか等について確認します。

### **②総合所見**

モニタリング結果に対する総合的な判断と問題点の指摘、改善の方向性等について検討します。

### **③今後の事業の改善点**

今後の事業の改善点として、モニタリング結果を踏まえた今後の事業の進め方の工夫、都市再生整備計画の見直しの必要性について検討します。

#### **ア) 事業の進め方の工夫**

事業の進め方に問題を見出し、その改善を図ることが考えられます。例えば、次のようなことが考えられます。

- ・ 様々な事業が並行して実施されると考えられますが、それぞれがまちづくりの目的達成のために統一的に事業を行うことが望まれる成果を達成するために重要です。そのためには、事業主体間の連絡・調整の体制の強化を行うことが重要です。
- ・ 諸般の事情により事業の進捗が遅れたものがある場合、交付期間内の完了に向けた事業の重点化が必要です。
- ・ 住民参加のプロセスは、市町村が住民に働きかけて始めて進むものであり、そのタイミング等については、適宜工夫を行う必要があります。

#### **イ) 都市再生整備計画の変更の必要性**

モニタリング結果を踏まえて、場合によっては、事業の追加、変更、取り止めに検討すること考えられます。また、モニタリングの結果、事業の進捗に合わせて、都市再生整備計画に記載した数値目標が不相当であったと判明する場合があります。このようなことから、例えば、次のような場合には、都市再生整備計画の変更を検討する必要があると思われます。

- ・ 上位計画等の社会情勢の変化や住民との調整結果により事業の必要性が無くなった。
- ・ 事業目標、数値目標の達成のために、事業の追加が必要なことが明確になった。
- ・ 目標を定量化する指標として、別の指標の方が適切であると判断される場合（目標を定

量化する指標の追加も含む。)

- ・ 目標を定量化する指標の前提条件の適正化、算定をやり直すなどにより、既往の数値目標が不適であることが判明した場合。(この場合、なぜ前提条件が不適當だったのか等について具体的な記述が必要です。)

都市再生整備計画の変更については、「第2部事前評価の進め方 7. 都市再生整備計画の変更」を参照して下さい。

**(留意事項) 目標を定量化する指標の差し換えや数値目標の修正**

都市再生整備計画は、まちづくりの目指す成果を住民等に約束したものであることから、目標を定量化する指標の差し換えや数値目標の修正(特に下方修正)については安易な変更は不適切です。

そこで、モニタリングにより変更の必要性を合理的に説明していただくほかに、住民等にも説明することが望まれます。

**(5) モニタリング原案の公表**

以上までのモニタリングの手続きや検討結果を取りまとめて「モニタリング原案」を作成し、適宜、住民へ公表することが望まれます。

特に、都市再生整備計画の変更(目標を定量化する指標の変更や数値目標の修正等)を行う場合には、住民へ公表することを強く推奨します。まちづくり交付金では、都市再生整備計画を公開し透明性を担保しています。そこで、都市再生整備計画の変更を行う際にも、モニタリング結果をあわせて公表することが望まれます。

また、住民の意見に基づきモニタリングシートを適切に見直すことも望まれます。

公表の方法は、市町村の判断に委ねられますが、事後評価に準じた公表方法を推奨します。

**(留意事項) モニタリング原案の公表と公表方法**

公表する資料は市町村の任意ですが、「様式3 まちづくり交付金 モニタリングシート」のうち、総括的な記載を行う「モニタリング結果のまとめ」の作成原案、又はそれと同等の内容が記載された資料を作成し、公表することが望まれます。

単に様式を掲載するのではなく、補足資料として、事業内容を説明する地図やイメージ絵、写真の添付、事業効果を示すグラフや解説や解説、このような評価に至った理由の解説なども添えて、住民にわかりやすく公表することが重要です。

公表方法も市町村の任意ですが、住民の目に触れやすい方法で公表することが望まれます。例えば、広報やウェブサイトへの掲載等の方法が考えられます。ただし、ウェブサイトを活用する場合には、インターネットを使用できる市民しか閲覧できないことに留意して下さい。

また、意見等を述べたい住民が容易に述べることができるよう、意見の送付先を必ず明示して下さい

**(6) 有識者からの意見聴取**

まちづくり交付金の事後評価においては、事後評価結果の合理性・客観性を担保するため、第三者によって構成される「まちづくり交付金評価委員会」の審議を経ることを必須としています。モ



モニタリング結果については、特にこのような審議を経ることを必須としていませんが、任意に有識者から意見聴取を行い、モニタリング結果の客観性を向上させたり、モニタリング後の事業の進め方や改善策等について助言を受けることは有益と考えられます。

特に、都市再生整備計画の変更（目標を定量化する指標の変更や数値目標の修正等）を行う場合には、地域の実態を把握している外部の有識者の意見は説得力があるものと考えられます。

#### **（7）モニタリング結果のまとめ**

モニタリング結果の総括として、「様式3 まちづくり交付金 モニタリングシート」を完成させます。なお、住民への公表及び有識者からの意見聴取により寄せられた意見等は適宜、シートに反映させて下さい。

#### **（8）モニタリング結果の公表**

モニタリング結果は、住民へは極力公開することとします。

また、国への提出は不要です。（都市再生整備計画の変更時の説明資料として用いる場合を除く）